消費税法施行規則等の一部を改正する省令

（消費税法施行規則の一部改正）

第一条　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二条中「令第六条第二項第五号ハ」を「消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。）第六条第二項第五号ハ」に改める。

第三条の二中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二十六条第一項（手数料）又は第四十四条の十三第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十九条第三項」に、「手数料を」を「手数料又は同法第百十七条第三項（手数料）に規定する利用料を」に改める。

第五条に次の三項を加える。

4　第一項各号に定める書類には、これらの書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次項及び第六項において同じ。）を含むものとする。

5　第一項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

6　第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第四項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第六条の見出しを「（日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等）」に改め、同条第七項中「第十八条第六項」を「第十八条第七項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第一号中「第十八条第二項第一号」を「第十八条第三項第一号」に改め、「次条から」を削り、「第一項各号」を「第二項各号」に改め、「事項」の下に「及び第三項各号に定める事項」を加え、同項第五号中「第十八条第二項第三号」を「第十八条第三項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第三項第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第十八条第二項第六号」を「第十八条第三項第六号」に改め、同項第一号中「第十八条第一項」を「第十八条第二項」に改め、同項第四号中「第七項第四号」を「第九項第四号」に改め、同項第五号中「第十八条第二項第三号」を「第十八条第三項第三号」に、「第七項第五号」を「第九項第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第十八条第二項第五号」を「第十八条第三項第五号」に改め、同項第一号中「第十八条第一項第二号」を「第十八条第二項第二号」に、「第七項第四号」を「第九項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第十八条第二項第四号に規定する購入後」を「第十八条第三項第四号に規定する購入後」に改め、同項第一号中「第十八条第二項第一号」を「第十八条第三項第一号」に、「第五項第四号及び第七項第四号」を「第七項第四号及び第九項第四号」に改め、同項第二号中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第三項第四号」に、「第五項第二号及び第六項」を「第七項第二号及び第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第十八条第二項第三号ロ」を「第十八条第三項第三号ロ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第十八条第二項第一号ロ」を「第十八条第三項第一号イ」に、「記載された情報」を「係る情報」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　令第十八条第三項第一号ロに規定する書類に記載された情報は、当該書類に記載された事項のうち、次の各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　在留証明　次に掲げる事項

イ　在外公館の名称

ロ　発給年月日

ハ　免税購入対象者（法第八条第一項に規定する免税購入対象者をいう。次号ロ及び第六条の三第一号において同じ。）の本籍

ニ　発給番号

二　戸籍の附票の写し　次に掲げる事項

イ　作成年月日

ロ　免税購入対象者の本籍

第六条に第一項として次の一項を加える。

令第十八条第一項第一号に規定する財務省令で定める書類は、その者に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又は戸籍の附票の写しであつて、その者が最後に入国した日から起算して六月前の日以後に作成されたものとする。

第六条の二第一項中「第十八条第六項」を「第十八条第七項」に改め、同条第四項中「第十八条第六項」を「第十八条第七項」に、「第十八条第七項」を「第十八条第八項」に改め、同条第五項及び第六項中「第十八条第六項」を「第十八条第七項」に改める。

第六条の三中「第十八条第十項」を「第十八条第十一項」に改め、同条第一号中「居住者となる」を「免税購入対象者でなくなる」に改める。

第七条の見出し中「購入者誓約書等」を「書類等」に改め、同条第一項中「以下」を削り、「第十八条第二項第四号」を「第十八条第三項第一号ロの規定により提供を受けた同条第一項第一号に規定する書類の写し、同条第三項第四号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第二項第五号」を「同条第三項第五号」に、「同条第二項第三号ロ」を「同条第三項第三号ロ」に、「同条第六項の」を「同条第七項の」に改め、同条第二項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「（平成十年大蔵省令第四十三号）」を削る。

第七条の二第一項中「第十八条第十一項」を「第十八条第十二項」に、「同条第二項第三号」を「同条第三項第三号」に、「第六条第五項各号」を「第六条第七項各号」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「第十八条第二項第三号」を「第十八条第三項第三号」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第二項第三号」を「同条第三項第三号」に改める。

第八条第三項中「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に改め、同項第三号中「第十八条第二項第三号」を「第十八条第三項第三号」に改める。

第十条の八第三項第一号中「第十八条第六項」を「第十八条第七項」に改める。

第十一条第四項第一号イ中「（納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等。イにおいて同じ。）」を削る。

第十四条の見出し中「納税地」を「法人の納税地」に改め、同条第一号中「氏名又は」を削り、「住所等及び個人番号又は」を「本店又は主たる事務所の所在地及び」に改め、「個人番号及び」を削り、「住所等」を「本店又は主たる事務所の所在地」に改める。

第十五条の三の見出しを「（輸入許可書等に係る電磁的記録の保存方法等）」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

令第五十条第一項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2　令第五十条第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第一項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。